

# 実験動物飼育管理委託業務仕様書

京都府立医科大学

## 1 委託業務名

京都府立医科大学大学院中央研究室実験動物センターの実験動物飼育管理業務

## 2 委託場所

京都府立医科大学大学院中央研究室実験動物センター2階のクリーンマウス・ラット区域及び一般動物区域（マウス飼育室1、ラット飼育室5）、実験動物センター地下1階のクリーンマウス・ラット区域、中動物区域（ウサギ、モルモット、ハムスター、スナネズミ及び両生・魚類区域）、イヌ飼育室1、イヌ飼育室2、イヌ飼育室3、イヌ感染飼育室、ネコ飼育室1、ネコ飼育室2及びニワトリ飼育室並びに1階の洗浄室

## 3 委託業務

- (1) 感染動物区域、トランスジェニック動物区域、SPF動物区域及び一般動物区域（マウス飼育室1、ラット飼育室5）における実験動物（ラット・マウス・その他）の飼育管理業務
- (2) ウサギ飼育室、モルモット飼育室、ハムスター飼育室、スナネズミ飼育室及び両生・魚類飼育室における実験動物の飼育管理業務
- (3) イヌ飼育室1、イヌ飼育室2、イヌ飼育室3、イヌ感染飼育室並びにネコ飼育室1、ネコ飼育室2及びニワトリ飼育室における実験動物の飼育管理業務
- (4) 洗浄室におけるケージの洗浄・消毒・滅菌等の業務
- (5) 次に掲げる場所の清掃並びにゴミの収集及び搬出業務（廊下部分（階段を含む。）に関してはワックス処理を施す。）

地下1階 ・廊下部分（階段を含む。）

- ・オペ室
- ・アンギオ
- ・操作室
- ・オペ室前室
- ・女子更衣室、男子更衣室
- ・モニタールーム
- ・器具庫・リネン庫
- ・処置室1、処置室2、処置室3（特殊環境行動実験室1）
- ・便所

1階 ・廊下部分（階段を含む。）

- ・前室、飼育室、倉庫、特殊環境行動実験室
- ・便所

2階 ・廊下部分（階段を含む。）

- ・処置室4、処置室5
- ・便所

※エレベーター内の清掃は除く。

- (6) 地下1階及び2階（2の一般動物区域参照）の実験動物区域に係る動物搬入等業務

## 4 委託期間及び作業時間

- (1) 3の(1)、(3)及び(4)に掲げる業務

### ① 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

原則として土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。

② 作業時間

原則として午前8時15分から午後5時15分までとする。

(2) 3の(2)、(5)及び(6)に掲げる業務

① 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

原則として土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。ただし、勤務を要しない日が連続する場合は、勤務しない日が2日を超えない勤務とする。

② 作業時間

原則として午前8時15分から午後5時15分までとする。

(3) 緊急時の措置

夜間、休日、時間外であっても緊急事態が発生した場合は、直ちに臨機の措置を講ずるとともに、速やかに甲に連絡し、対応を協議すること。

## 5 作業員の資格

- (1) 感染動物区域、トランスジェニック動物区域及びS P F動物区域は、感染防止の観点から一般動物区域と区別されるため、受託者は業務を統括する飼育管理責任者を1名置くものとする。
- (2) 飼育管理責任者は、実験動物科学を修得し、獣医師若しくは公益社団法人日本実験動物協会の実験動物一級又は二級技術者資格の免許を有し、かつ、感染動物、トランスジェニック動物及びS P F動物施設での飼育管理経験を3年以上有し、本学の実験動物センターの目的・意義等を十分理解して、一般作業員を統括・指揮できる者とする。
- (3) 受託者は、飼育管理責任者の選定に当たり、その者の経歴書及び前項に規定する免許のコピーを本学に提出し、あらかじめその承認を得て決定しなければならない。
- (4) その他の作業員は、別添「実験動物飼育管理委託業務明細仕様書」に記された業務を遂行するのに十分な知識と経験を持った者を必要人数配置するものとする。
- (5) 感染症の流入を防止するため、作業員は当実験動物センターの専属とし、他施設との掛け持ち、ローテーション等は認めない。

## 6 服務規律等

- (1) 受託者は、この業務委託の遂行に当たり作業員に当実験動物センターの目的・意義等をよく理解させ、かつ、実験動物センターの環境衛生保持に十分留意し、別に定める作業細目等に従って業務を遂行し、研究活動に支障の生じないようにすること。
- (2) 受託者は、配置した作業員に交替の必要が生じた場合は、事前に本学にその事由を申し出て両方で協議すること。
- (3) 受託者は、作業員の中に業務の遂行又は管理上著しく不相当と認められる者がいるときは、本学と協議のうえ、速やかに交替作業員を配置するものとする。
- (4) 受託者及び作業員は、職務上知り得た事柄について他に漏らしてはならない。当実験動物センター内での業務に関することを学会、研究会、雑誌等に公表する場合は、本学の下承を得なければならない。
- (5) 受託者は、作業員の技術向上のため、少なくとも年1回以上委託場所において研修を実施しなければならない。この場合、研修会の内容については本学と協議して決定し、また、本学は会場を用意すること。

(6) 地下1階及び2階の実験動物区域に係る動物搬入は、地下1階及び2階担当の京都府公立大学法人職員と協議のうえ、共同で動物搬入等の業務に当たること。

## 7 作業方法

別添「実験動物飼育管理委託業務明細仕様書」による。

## 8 その他

この仕様書に定めのない事項は、本学と受託者で協議して決定するものとする。

# 実験動物飼育管理委託業務明細仕様書

京都府立医科大学

## 1 飼育業務内容

次の業務を実験動物センターの部門長と協議のうえ実施するものとする。

### (1) 動物飼育に関する業務

#### ① 搬入動物の配置業務

搬入動物を所定の飼育ケージに収容する。

#### ② 給餌・給水業務

飼料を各動物に給餌する。また、自動給水装置によらない場合の給水は、給水瓶による給水を行う。

#### ③ ケージ交換業務

1週間に2回の頻度でケージ交換を行う。ただし、ケージ交換後に洗浄し、床敷を入れてオートクレーブによる滅菌を行う。

#### ④ 運搬・整理

飼料、床敷、飼育用器材等の運搬及び整理を行う。

#### ⑤ 飼育動物の観察

特に指定する動物については観察を行う。

#### ⑥ その他

飼育に関する雑業を行う。

### (2) 実験動物センターの環境整備に関する業務

#### ① 研究者の使用した衣類（無菌衣）の洗濯及び消毒と、オートクレーブによる滅菌を行う。

#### ② 研究者の使用する履物を1週間に1度の頻度で洗浄し、消毒を行う。

#### ③ 毎日、飼育架台及び飼育室の床の清掃と消毒を行う。

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日については、清潔度を損なわないようにその都度計画的な清掃・消毒を行う。

#### ④ 実験動物区域（クリーンマウス・ラット区域を除く。）については、廊下・実験室・更衣室・動物受入れ口等すべての箇所の清掃及び消毒を1週間に1度以上の頻度で行う。

#### ⑤ 実験動物飼育管理委託業務仕様書の3の(5)については常に点検を怠ることなく、清潔度を損なわないよう清掃・消毒並びにゴミの収集及び搬出業務を行う。

#### ⑥ 清掃・消毒の方法及び消毒薬の選択は、実験動物センターの部門長と協議のうえ、行うこと。

### (3) 汚物及び死骸の収集業務

#### ① 使用済み床敷等の汚物を所定の場所へ集積する。

#### ② 動物の死骸を所定の場所へ集積する。

### (4) 微生物モニタリング業務

実験動物センターの部門長の行う微生物モニタリング調査の補助を行う。

### (5) 法定点検補助業務

#### ① オートクレーブ（第一種圧力容器）の法定点検時、第一種圧力容器取扱主任者が立ち会い、点検の補助を行う。

#### ② 施設の消防点検時に点検員に同行し、点検の補助を行う。

### (6) その他業務

#### ① 搬入及び搬出動物の記録とその保管

#### ② 飼育動物に異常が生じた場合の実験動物センターの部門長及び研究者への報告

#### ③ 毎日の飼育動物数の計測とその報告

## 2 作業員の健康管理

本学と受託者は、動物飼育について常に良好かつ快適な飼育環境を維持・確保するために、作業員の健康管理に十分な注意をはらうこととし、次の事項については大学と受託者が別途協議して実施するものとする。

- (1) 作業員の予防接種に関すること。
- (2) 細菌学的検査の材料の提出に関すること。
- (3) 感染性疾病者の就業禁止に関すること。

## 3 その他

当該業務は、大学の実験動物施設における飼育管理業務を適正かつ円滑に実施することで研究者の求める実験動物を安定して供給することを目的としているため、本明細仕様書に明記されていない事項であっても目的達成に必要な細部の事項については、本学と受託者で協議の上実施するものとする。